

2007年12月5日

## 「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」の提出について

民主党

### 1. 提出の趣旨

現在、母子世帯数は123万世帯まで増加し、その平均年収は233万4千円、また多くが非正規雇用などの不安定な就業状態にある。

政府は、2002年の母子及び寡婦福祉法等の改正において、母子世帯の母への就労支援施策を強化し自立を促進するという趣旨から、2008年4月より児童扶養手当を削減する方針を打ち出した。しかし、十分な就労支援事業が実施されていない実態も明らかになっており、母子世帯の所得の状況が改善されているとは到底言えず、また子育てしやすい環境の整備も整わないなど、依然として母子世帯は厳しい状態に置かれている。

そこで民主党は、2007年の第166通常国会において提出した「格差是正のための緊急措置法等に関する法律案」に盛り込まれていた児童扶養手当の減額規定を削除する改正案を今回衆議院に提出した。

なお今改正案で削減停止措置をした場合、最大で約160億円の財政影響が見込まれる。

### 2. 概要

平成20年4月1日より実施されることとなっている児童扶養手当の減額措置に係わる規定を削除し、児童扶養手当を従前どおり支給する。

### 3. 提出者

西村 智奈美 衆議院議員

川内 博史 衆議院議員

郡 和子 衆議院議員